

平成20年度第4回青森県公共事業再評価審議委員会における
意見等に対する回答書

整理番号	24	事業名	河川総合開発事業	地区名等	駒込ダム	担当課	河川砂防課
意見等	堤川水系全体の治水対策の考え方について示してほしい。						
回答	<p>・河川における治水計画の策定に当たっては、まず、流域の重要度等を考慮し、目標とする治水安全度（計画規模）を設定します。次に、設定した計画規模に相当する降雨が流域内に降った場合の流出量（基本高水流量）を算定します。</p> <p>・河川の治水対策では、この基本高水流量を河道、ダム及び遊水地等の各施設にどのように配分し、治水安全度を確保するかについて検討することとなりますが、この検討に当たっては、配置される施設が水系全体として相互に技術的、経済的に調和がとれ、かつ十分にその目的とする機能を果たすよう考慮する必要があります。</p> <p>・青森市街地を貫流する堤川では、昭和44年8月の台風9号による氾濫で浸水家屋8千戸を超える大水害が起っています。</p> <p>・この水害が契機となり、沿川住民が安心して生活できる環境を実現すべく、青森市街地の重要度等から、目標とする治水安全度を1/100に設定し、堤川の甲田橋基準点における基本高水流量を1,600 m³/Sとする治水計画を策定しています。</p> <p>・堤川水系の治水対策では、この基本高水流量を河道、ダム及び遊水地等の施設にどのように配分するか検討していますが、この基本的な考え方は、以下のとおりです。</p> <p>・まず河道への配分ですが、堤川、駒込川及び横内川等の下流部は市街化が進行し、高度に利用されていることから、沿川住民の生活環境に極力影響を与えないよう配慮した上で、現況の川幅を基本に各河川の河道断面を設定し、河道への配分量を決定しています。例えば、甲田橋基準点においては、河道に920 m³/Sを配分しています。</p> <p>・河道に配分した流量以外の残りの流量（甲田橋基準点においては、680 m³/S）については、ダム、遊水地等の洪水調節施設に配分する必要がありますが、地形、地質及び経済性等を総合的に検討した結果、堤川本川には下湯ダム、横内川には遊水地、駒込川には駒込ダムを配置し、堤川広域基幹河川改修事業等の河道整備と相俟って、水系全体の治水安全度を確保することとしています。</p> <p>・このように、堤川水系の治水対策は、社会条件、自然条件及び経済性等を総合的に検討した上で、ダムのみに頼るのではなく、河道整備の他、横内川下流部に遊水地を配置する等、種々の施設を複合的に組み合わせて決定されており、</p>						

水系全体として調和のとれた計画であると考えています。

・これまで、河道整備や下湯ダム、横内川多目的遊水地などの施設を段階的に整備してきましたが、現状の治水安全度は、堤川本川の下流部が1/30程度、駒込川が1/10程度と未だ低い状況にあり、駒込ダムを整備することにより、水系全体の治水安全度1/100が確保されます。

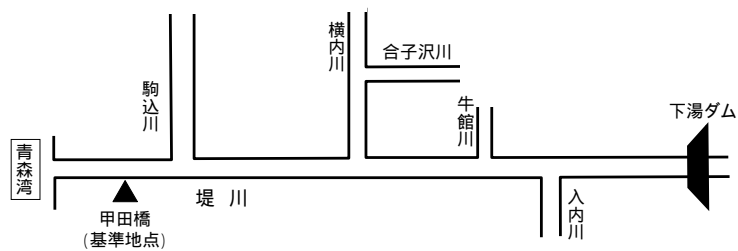
(参考)

・段階的整備による治水安全度の発現状況

H3年度まで(下流河道が概ね完成):河道+下湯ダム

治水安全度 堤川 約1/20

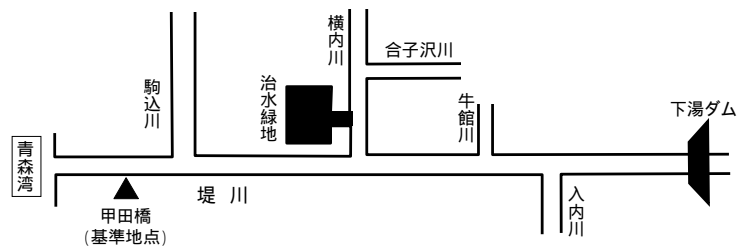
駒込川 約1/10



H15年度まで(遊水地が完成):河道+下湯ダム+遊水地

治水安全度 堤川 約1/30

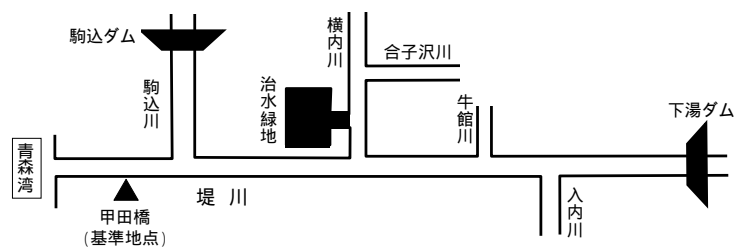
駒込川 約1/10



将来(駒込ダムが完成):河道+下湯ダム+遊水地+駒込ダム

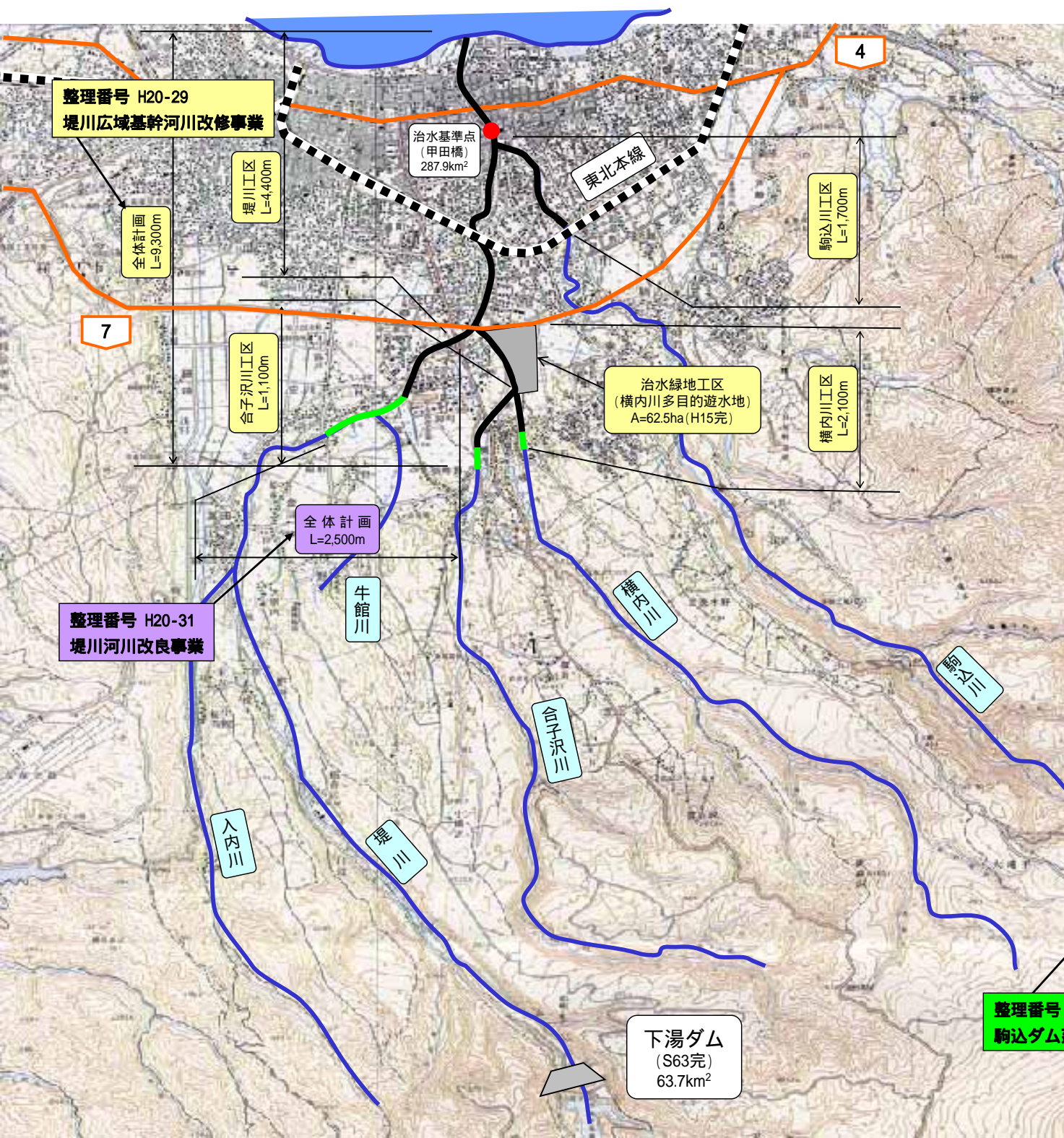
治水安全度 堤川 1/100

駒込川 1/100

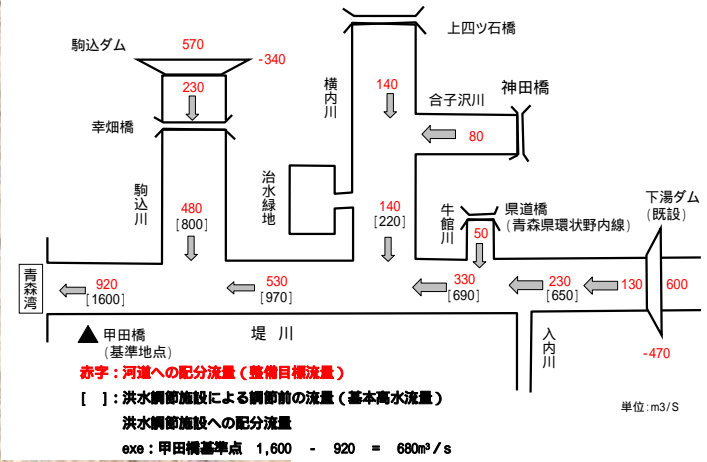


回 答

堤川水系事業箇所位置図

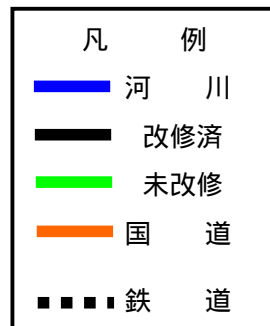


堤川水系の整備目標流量配分図



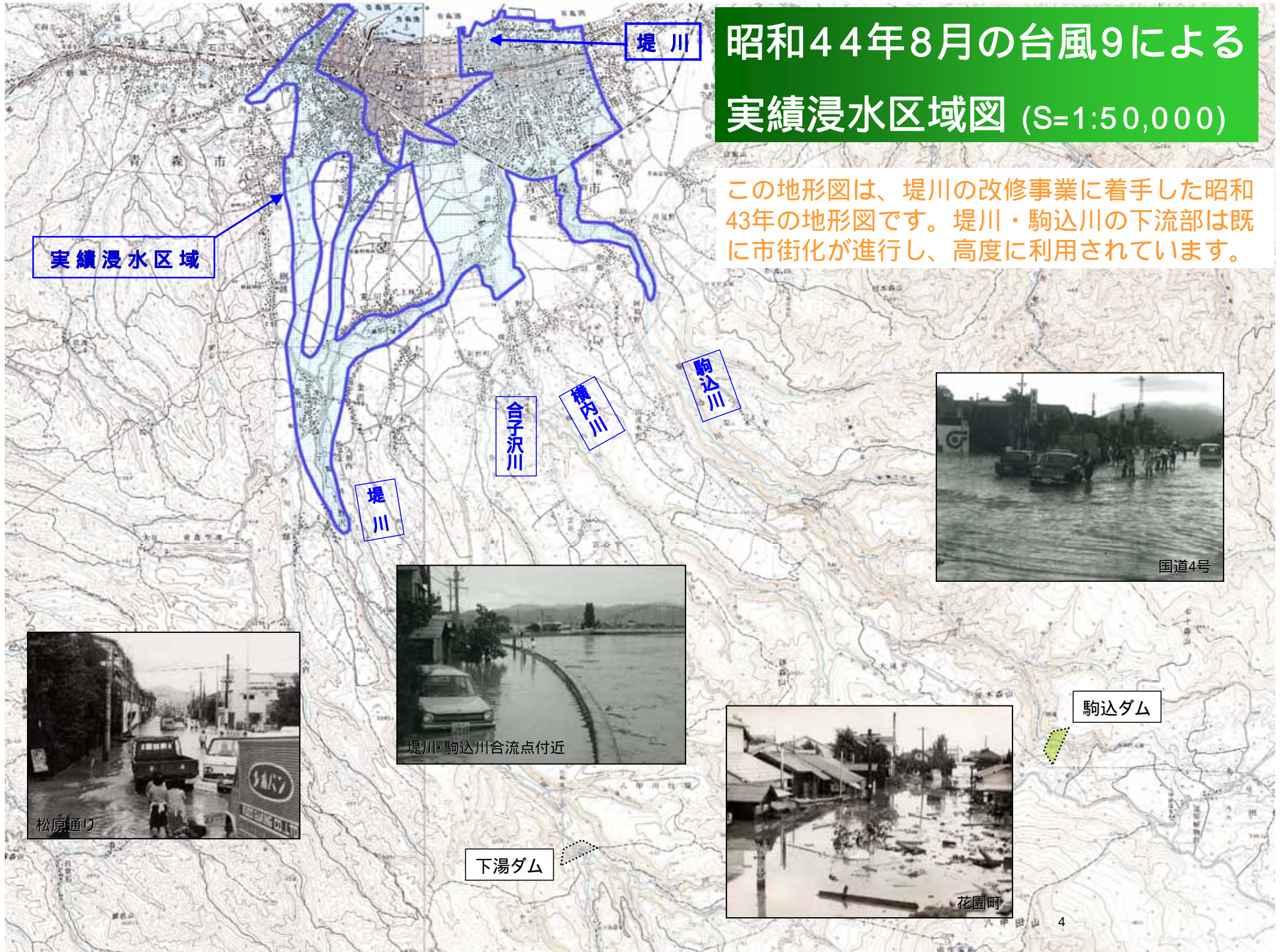
堤川水系 整備状況

事業名	年 度	
	開始年度	完了年度
堤川広域基幹河川改修事業	堤川工区	S43 ~ H3
	駒込川工区	S43 ~ S63
	横内川工区	S59 ~ H23
	合子沢川工区	S59 ~ H25
	治水緑地工区 (横内川多目的遊水地)	S59 ~ H15
	堤川河川改良事業 (泉単河川改良)	H10 ~ H23
下湯ダム	S46 ~ S63	
駒込ダム	S57 ~ H30	



昭和44年8月の台風9による 実績浸水区域図 (S=1:50,000)

この地形図は、堤川の改修事業に着手した昭和43年の地形図です。堤川・駒込川の下流部は既に市街化が進行し、高度に利用されています。



実績浸水区域

堤川

合子沢川

権五川

駒込川

堤川

国道4号

駒込ダム

下湯ダム

松原通り

堤川・駒込川合流点付近

花園町

平成20年度第4回青森県公共事業再評価審議委員会における
意見等に対する回答書

整理番号	24	事業名	河川総合開発事業	地区名等	駒込ダム	担当課	河川砂防課												
意見等	河床掘削案について、治山事業との組み合わせによる治水対策を検討できないか。																		
回答	<p>・代替案として示した「河床掘削案」については、治水安全度1/100を確保するため、初期の改修費として約381億円、これに加え毎年のように河床を維持するための掘削費、約3億円が必要となります。</p> <p>・この維持掘削費を軽減するため、「治山事業との組み合わせによる治水対策を検討できないか。」というご質問ですが、考えられる事業としては、森林法に基づく治山事業と砂防法に基づく砂防事業の2事業があります。</p> <p>・なお、河川事業、治山事業及び砂防事業の根拠法令と事業主体は、以下のとおりとなっています。</p> <table border="1" data-bbox="395 1079 1401 1323"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>河川事業</th> <th>治山事業</th> <th>砂防事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根拠法令</td> <td>河川法</td> <td>森林法</td> <td>砂防法</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>・国土交通省 ・都道府県土木担当部局</td> <td>・農林水産省 ・都道府県農林担当部局</td> <td>・国土交通省 ・都道府県土木担当部局</td> </tr> </tbody> </table> <p>・治山、砂防のいずれの事業も治山ダム又は砂防ダム等を設置することにより、流域の土砂の流出を抑制、制御しようとする事業です。</p> <p>・まず、森林法に基づく治山事業ですが、森林法は「森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資する」ことを目的としています。</p> <p>・この治山事業のように、法体系が異なる上、森林を保全、整備することにより、国土の保全を図ることを目的とした事業に対し、治水機能を分担させて治水対策を行うことは、現在の事業制度上では困難です。</p> <p>・一方、砂防法に基づく砂防事業については、下流河川の河床上昇を抑制する機能はあるものの、法体系も異なり、河川の治水機能の一部を分担させることは、治山事業と同様、現在の事業制度上では困難です。</p>							事業名	河川事業	治山事業	砂防事業	根拠法令	河川法	森林法	砂防法	事業主体	・国土交通省 ・都道府県土木担当部局	・農林水産省 ・都道府県農林担当部局	・国土交通省 ・都道府県土木担当部局
事業名	河川事業	治山事業	砂防事業																
根拠法令	河川法	森林法	砂防法																
事業主体	・国土交通省 ・都道府県土木担当部局	・農林水産省 ・都道府県農林担当部局	・国土交通省 ・都道府県土木担当部局																

回 答	<p>・以上のことから、治山又は砂防事業との組み合わせによる治水対策の実施については、法体系及び事業制度上の問題から、現状では困難であると考えています。</p>
-----	--